

個人情報に記載した書類の誤交付について

このたび、当センターにおいて、社会福祉士が A 患者家族へ手渡した診療情報提供書に、B 患者の患者情報が混入していた事案が発生しました。このような事態を招きましたことをお詫び申し上げますとともに、再発防止に取り組んでまいります。

1 書類に記載されていた個人情報

患者の氏名、性別、生年月日、患者 ID、診療内容、治療計画

2 事案の経過

○令和 7 年 5 月 12 日(月)

- ・社会福祉士が A 患者家族に手渡す診療情報提供書を封入する際、机上にあった B 患者情報を誤って混入させ封入した。

○令和 7 年 5 月 13 日(火)

- ・社会福祉士が A 患者家族に診療情報提供書の入った封書を手渡した。
- ・A 患者家族が転院予定の C 病院へ封書を提出した。

○令和 7 年 5 月 19 日(月)

- ・C 病院より B 患者情報の混入の電話連絡がセンターにあった。
- ・担当者所属上長が C 病院を訪問し、B 患者情報を回収した。その後、B 患者に電話の上、謝罪した。
- ・担当者所属上長が A 患者に電話の上、謝罪した。

3 誤交付の原因

- ・社会福祉士が診療情報提供書を封入する際、他人の書類が混入していないか、確認を怠ったため。

4 再発防止策

- ・個人情報を封入する際には、すべての用紙の患者氏名を確認すると共に、他職員がダブルチェックすることを徹底する。